

公示番号：19a00454

国名：ケニア国

担当部署：人間開発部 保健第一グループ保健第一チーム

案件名：（科学技術協力）熱帯アフリカのマラリア撲滅を目指したコミュニティ主導型統合的戦略のための分野融合研究プロジェクト詳細計画策定調査（評価分析）

1. 担当業務、格付等

- （1）担当業務：評価分析
- （2）格付：3～4号
- （3）業務の種類：調査団参团

2. 契約予定期間等

- （1）全体期間：2019年9月中旬から2019年11月下旬まで
- （2）業務M/M：国内 0.50 M/M、現地 0.77 M/M、合計 1.27 M/M
- （3）業務日数：

準備期間	現地業務期間	整理期間
5日	23日	5日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- （1）簡易プロポーザル提出部数：1部
- （2）見積書提出部数：1部
- （3）提出期限：8月28日(12時まで)
- （4）提出方法：専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)への電子データの提出又は郵送
(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル)
(いずれも提出期限時刻必着)

提出方法等詳細については JICA ホームページ（ホーム>JICA について>調達情報>公告・公示情報/結果>コンサルタント等契約案件公示（業務実施契約（単独型））>業務実施契約（単独型）公示にかかる応募手続き）

(https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/competition_2019.pdf) をご覧ください。
なお、JICA 本部 1 階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご留意ください。

- （5）評価結果の通知：提出されたプロポーザルは JICA で評価・選考の上、各プロポーザル提出者の契約交渉順位を決定し、2019年9月10日（火）までに個別に通知します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- （1）業務の実施方針等：

①業務実施の基本方針	16点
②業務実施上のバックアップ体制等	4点
- （2）業務従事者の経験能力等：

①類似業務の経験	40点
②対象国又は同類似地域での業務経験	8点
③語学力	16点

④その他学位、資格等

16 点
(計 100 点)

類似業務	保健分野の各種評価調査
対象国／類似地域	ケニア／全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

(1) 参加資格のない社等：特になし

(2) 必要予防接種：

黄熱：入国に際してイエローカード（黄熱病予防接種証明書）が必要です。

6. 業務の背景

マラリアは原虫を保有した雌のハマダラカに刺されることで感染し、短期間で重篤な病態への発展や死亡を引き起こす感染症である。2017 年には87カ国で約2億1,900万例のマラリアが発症し、年間死亡者数は約44万人と推定される¹。特に、アフリカ地域における感染は深刻な保健課題であり、全世界の症例の92%、死亡例の93%を占める¹。同地域における高い感染率の背景には不顕性感染源としての無症候性感染者、媒介蚊が獲得する殺虫剤・行動耐性、不十分な予防や治療などの保健サービス提供における課題が挙げられる。

このような諸課題への対応として、蚊帳の使用を含む予防対策や薬剤使用を中心とした治療、マラリア原虫を媒介する蚊の数を減らしてコントロールするベクター・コントロール（媒介体制御）が対策の中心として実施されている。また、コミュニティレベルにおける包括的な対策を推進するため、世界保健機関（WHO）はコミュニティ及び保健施設を介した統合的なコミュニティ・ケースマネジメント（Integrated community case management、iCCM）による効果的な介入を推奨している。しかし、全世界において2015年から2017年の間に約6億の殺虫剤浸漬蚊帳（Insecticide-treated nets: ITN）が配布された一方で、アフリカにおいては人口の約半数には行き届いていないなど、アフリカ地域におけるコミュニティでの予防対策としての取り組みには未だ改善の余地がある²。

ケニア共和国（以下、「ケニア」）において、マラリアは死亡及び罹患の主な要因の一つであり、人口の約 70%にあたる約 35 百万人がマラリアのリスクに曝され³、年間の発症ケースは約 350 万人、死亡者数は約 1 万人とされる⁴。特にヴィクトリア湖地域は高度流行地域であり、5 歳以下の小児を中心とした感染率が高く、同地域における対策は喫緊の課題である。こうした課題に対し、ケニア政府は一次レベル以上の病院における顕微鏡検査及びコミュニティから保健センターレベルにおける迅速診断テストの徹底を推進し、診断強化を図るほか、コミュニティヘルスワーカーのケー

¹ World Health Organization (2019). Key facts (<https://www.who.int/news-room/fact-sheets/detail/malaria>)

² World Health Organization (2019) World Malaria Report (<https://apps.who.int/iris/bitstream/handle/10665/275867/9789241565653-eng.pdf?ua=1>)

³ Kenya National Bureau of Statistics (2015) Kenya Malaria Indicator Survey 2015 (<https://www.knbs.or.ke/kenya-malaria-indicator-survey-2015/>)

⁴ Centers for Disease Control and Prevention (https://www.cdc.gov/malaria/malaria_worldwide/cdc_activities/kenya.html)

スマネジメント能力の向上に対する取り組みを行っているが、適切な人材や施設の不足などから更なる対策が必要とされる。

こうした状況を踏まえて、ケニアは我が国の研究機関との技術協力を地球規模課題対応国際科学技術協力（以下「SATREPS」）「熱帯アフリカのマラリア撲滅を目指したコミュニティ主導型統合的戦略のための分野融合」（以下「プロジェクト」という）として要請し、並行して大阪市立大学より国立研究開発法人日本医療研究開発機構（以下「AMED」）に対し、研究申請が行われた。プロジェクトは、マウント・ケニア大学と大阪市立大学をはじめとする日本側研究機関とが共同研究を行うことにより、マラリア診断装置を活用した早期診断治療、新規殺虫剤を用いた天井式塗布蚊帳の応用による媒介蚊対策、啓発及び保健人材育成による住民の行動変容を通じて診断、予防、啓発の分野融合による統合的な戦略を構築し、同国のマラリア撲滅に寄与するものである。

7. 業務の内容

本業務従事者は、調査団員の一員として、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続き、並びに SATREPS の趣旨・目的・制度を十分把握の上、調査団員として派遣される JICA 職員等と協議・調整しつつ、評価 5 項目（妥当性、有効性、効率性、インパクト、持続性）に基づく事前評価に必要なデータ、情報を収集、整理し分析するとともに、協力計画策定のために必要な以下の調査を行う。なお、JICA 事業評価における評価基準・手続きについては監督職員より情報提供を行う。

具体的担当事項は次のとおりとする。

（1）国内準備期間（2019年9月下旬）

- ①要請内容・背景を把握する（関連報告書等の資料・情報の収集・分析等）。
- ②上記を踏まえ、調査計画・方針（案）を検討する。
- ③PDM・PO（案）（英文・和文）及び事業事前評価表（案）（和文）を検討する。
- ④日本側研究実施機関（大阪市立大学、小樽商科大学、東京女子医科大学、東北大学）へのヒアリングを行い、資料・情報の整理、分析を行う。
- ⑤WHOやUSAIDなどの他ドナーが同国内で実施する類似プロジェクトに関する資料・情報の収集、分析を行う。
- ⑥ケニア側関係機関、他ドナー等に対する質問票（案）（英文）を作成する。
- ⑦調査団打合せ、対処方針会議等に参加する。

（2）現地派遣期間（2019年9月下旬～2019年10月中旬）

- ①JICA ケニア事務所等との打合せに参加する。
- ②ケニア側関係機関との協議及び現地調査に参加する。
- ③事前に JICA ケニア事務所を通じてケニア側関係機関に配布した質問票を回収・分析するとともに、以下の情報・資料を収集し、現状を把握する。
 - ア) ケニアの開発計画における本プロジェクトの位置づけ
 - イ) マラリアの現況、検査診断・治療・予防体制、関連ガイドライン・マニュアルの整備状況
 - ウ) マラリアに関する研究・開発動向とその成果の社会実装への取り組み
 - エ) ケニア側の業務実施体制（組織・予算・人員・インフラ・機材等）
 - オ) WHO や USAID などの他ドナー・機関の援助動向

- 力) 研究・開発に必要な許可・申請
- ④調査団及びケニア側と協議の上、PDM（案）（和文・英文）、PO（案）（和文・英文）、M/M（案）（英文）の作成に協力する。
- ⑤ケニア側との協議で合意された内容に基づき、R/D（案）（英文）の作成に協力する。
- ⑥評価5項目の観点からプロジェクトを分析し、事業事前評価表（案）の作成に協力する。
- ⑦担当分野に係る現地調査結果を JICA ケニア事務所等に報告する。

(3) 帰国後整理期間（2019年10月下旬）

- ① 事業事前評価表（案）（和文）の作成に協力する。
- ② 帰国報告会、打合せに出席し、担当分野に係る報告を行う。
- ③ 担当分野に係る詳細計画策定調査報告書（案）（和文）を作成し、全体の取りまとめに協力する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

(1) 業務完了報告書

担当分野に係る詳細計画策定調査報告書（案）（和文）を添付し、2019年10月28日（月）までに電子データをもって提出することとする。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)を参照願います。留意点は以下のとおり。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。

航空経路は、成田・羽田（日本）ードバイ/ドーハ/アブダビー ナイロビを標準経路とします。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

現地業務期間は2019年9月28日～10月20日を予定しています。

② 現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

ア) 団長／総括（JICA）

イ) 研究総括（大阪市立大学）

ウ) 協力企画（JICA）

エ) 評価分析（本コンサルタント）

なお、この他にAMEDから研究主幹及び研究計画団員、大阪市立大学から研究総括支援団員が参加する予定。

③ 便宜供与内容

ア) 空港送迎

- あり
- イ) 宿舎手配
あり
- ウ) 車両借上げ
全行程に対する移動車両の提供（JICA 職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。）
- エ) 通訳傭上
なし
- オ) 現地日程のアレンジ
現地ヒアリング調査のアポイントメントの取り付け
- カ) 執務スペースの提供
なし

(2) 参考資料

- ① 本業務に関する以下の資料を JICA 人間開発部保健第一グループ第一チーム（電話 03-5226-8363）にて配布します。
 - ・ 要請書
- ② 本業務に関する以下の資料が JICA のウェブサイトで公開されています。
 - ・ 新規採択案件概要
https://www.jica.go.jp/press/2019/ku57pq00002kmm4u-att/20190516_01.pdf
- ③ 本契約に関する以下の資料を当機構調達部契約第一課にて配布します。配布を希望される方は、代表アドレス (prtm1@jica.go.jp) 宛に、以下のとおりメールをお送りください。
 - ア) 提供資料：「独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程」及び「情報セキュリティ管理細則」
 - イ) 提供依頼メール：
 - ・ タイトル：「配布依頼：情報セキュリティ関連資料」
 - ・ 本文：以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受領した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

(3) その他

- ① 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA ケニア事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省

- 「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。
- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス(2014年10月)」(<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>)の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
 - ④ 本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。

以上